

記念学会準備資金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国病院理学療法協会（以下「この法人」という。）の有する記念学会準備資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 この法人は、特定資産として、記念学会準備資金を設けることができる。

2 記念学会準備資金は、5年ごとに開催される記念学会に充当するための資金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第18条第1項に規定する特定費用準備資金とする。

(積立)

第3条 記念学会資金には、理事会の決議を受けた金額を積み立てる。

2 前項に規定する場合のほか、その事業年度に公益目的事業の剰余が生じたときは、その全部又は一部を記念学会準備資金に積み立てる。

(積立限度額)

第4条 前条の規定にかかわらず、記念学会準備資金の積立限度額は350万円とし、当該金額を超えて積み立てることはできない。

2 前項の積立額の算定根拠は、記念学会に要する必要額として、平成23年8月28日に理事会にて承認された見積額とする。

(運用)

第5条 記念学会準備資金の運用対象は、次のとおりとする。

- 1 国債、地方債及び政府保証債
- 2 金融機関への預貯金
- 3 貸付信託、金銭信託及び公社債投資信託

(運用益)

第6条 記念学会準備資金から生ずる運用益については、記念学会に使用し、又は当該資金に積み立てるものとする。

(取崩)

第7条 記念学会準備資金は、記念学会に充当する場合を除いて、取り崩すことができない。

2 前項の規定にかかわらず、公益目的事業の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により、記念学会準備資金の全部又は一部を取り崩

すことができる。

(備置)

第8条 この規程及びその写しは、当該記念学会に係る費用を支出した事業年度終了の日まで、それぞれこの法人の主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、法定の定める手順に従い閲覧の用に供するものとする。

(変更)

第9条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。